令和８年度第２回金ケ崎町子ども・子育て会議

日時：令和８年１０月１５日（木）
午前９時３０分～１０時３０分
場所：庁舎４階　大会議室

次　　第

１．開　　会

２．挨　　拶

３．報　　告
（１）金ケ崎町教育振興基本計画（令和８年度～令和１２年度）【素案】について【資料１】

４．協　　議
（１）金ケ崎町立幼稚園再編計画の推進について【資料２】

５．そ の 他
（１）保育料無償化について【資料３】
（２）その他

６．閉　　会

令和８年度金ケ崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期：委嘱の日～令和9年（2027年）3月31日

番号	団体名	役職名	委　員	区分
1	金ケ崎町子育て支援センター利用者	―	伊藤（イトウ）　志穂（シホ）	保護者
2	金ケ崎町立幼稚園・こども園研究協議会	六原幼稚園 PTA会長	藤原（フジワラ）　亘（ワタル）	保護者
3	金ケ崎保育園保護者会	会長	阿部（アベ）　光平（コウヘイ）	保護者
4	金ケ崎町ＰＴＡ連絡協議会	副会長	児玉（コダマ）　直人（ナオト）	保護者
5	金ケ崎町子育て支援センター	所長	渡辺（ワタナベ）　理恵（リエ）	従事者
6	金ケ崎町幼稚園長会	認定こども園 南方幼稚園園長	佐藤（サトウ）　環（タマキ）	従事者
7	社会福祉法人愛護会　金ケ崎保育園	園長	松本（マツモト）　レイ子（コ）	従事者
8	金ケ崎町校長会（小学校）	西小学校校長	坂井（サカイ）　ふき子（コ）	従事者
9	社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会	理事兼事務局長	高橋（タカハシ）　修（オサム）	従事者
10	金ケ崎町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	古川（フルカワ）　美香（ミカ）	関係団体
11	金ケ崎企業クラブ	事務局	千葉（チバ）　勝（マサル）	関係団体
12	一般公募	―	小南（コミナミ）　麻衣（マイ）	公募
13	金ケ崎町健康づくり推進協議会	会長	有住（アリスミ）　純也（ジュンヤ）	その他
14	青少年育成委員会議	青少年育成委員	堀合（ホリアイ）　愛実（マナミ）	その他
15	奥州警察署金ケ崎交番	所長	田村（タムラ）　一成（カズナリ）	その他

令和８度第２回金ケ崎町子ども・子育て会議
出席者名簿

No.	所属名	職名	氏名	備考
1		町長	高橋文浩（タカハシフミヒロ）	
2	教育委員会事務局	参事兼教育次長	千田美和（チダミワ）	関係課
3	教育委員会事務局	教育次長補佐	渡邉久美子（ワタナベクミコ）	関係課
4	教育委員会事務局	教育次長補佐	松本浩和（マツモトヒロカズ）	関係課
5	教育委員会事務局	主事	寺澤凌（テラサワリョウ）	関係課
6	中央生涯教育センター	所長	及川勝博（オイカワカツヒロ）	関係課
7	中央生涯教育センター	所長補佐	亀井淳（カメイアツシ）	関係課
8	子育て支援課	課長	稲葉郁子（イナバイクコ）	事務局
9	子育て支援課	課長補佐	及川靖（オイカワヤスシ）	事務局
10	子育て支援課	主査	髙橋圭太（タカハシケイタ）	事務局
11	子育て支援課	子育て支援相談員	石川陽（イシカワミナミ）	事務局

○金ケ崎町子ども・子育て会議条例

平成２５年１２月２７日

条例第２６号

（設置）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項の規定に基づき、町長の附属機関として、金ケ崎町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第７２条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員１５人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　子どもの保護者

（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者

（４）　公募による者

（５）　前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議は、会長が招集する。

２　子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

４　会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成２７年３月３１日までとする。

３　この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附　則（令和５年６月１３日条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料１

金ケ崎町教育振興基本計画（令和８年度～令和 12 年度）【素案】について

教育委員会事務局
中央生涯教育センター

１　計画策定の目的

金ケ崎町教育振興基本計画は、教育基本法第１７条第２項に規定する金ケ崎町の計画として策定するもの。また、第１２次金ケ崎町総合計画の部門別計画としての位置づけを持ち、整合性を確保しながら推進するもの。加えて、町の「教育等に関する大綱」を兼ねる。

２　前計画の取り組み状況

【視　　点】　前計画では⑴学校・家庭・地域　連携による教育の推進　⑵未来を担う次世代を育む学校教育の推進　⑶生涯を通じて学び、学びを活かす人づくりの推進　⑷歴史を伝え活かす人づくりの推進――の４つの視点で取り組んだ。

【成果と課題】　小中学校での記念館等の見学学習や英語教育などで多くの目標を達成し、児童生徒への端末配備など教育環境の整備を行った。

一方、コロナ禍やネット普及の影響もあり、生涯教育センターや図書館の利用者数、図書貸出数は目標に達しなかった。文化財施設への来館者確保や、活動を休止する無形民俗文化財団体への対応、学校の通信環境の改善や不登校・特別支援の体制強化が今後の課題となっている。

３　計画（素案）の概要

【基本理念】　「未来へつながる豊かな心を育む」（仮）

【計画期間】　令和８年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）〔５年間〕

【視　　点】　本計画では基本理念の実現に向け、前計画の成果と課題、及び国の教育振興基本計画、岩手県教育振興計画を踏まえ、**「学校教育」**と**「社会教育・家庭教育支援」**の２つの視点から教育施策の基本的方向を定める。

【施策の展開】

第１　学校教育

基本目標　学校環境の整備、適応支援、特別支援を進め、子ども達が意欲をもって学

べる教育環境の整備に取り組む。

目標指標	現状値	目標値
意欲をもって自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	〈小５〉79.0% 〈中２〉84.0%	〈小５〉84.0% 〈中２〉89.0%

基本施策

(1)「生きる力」を育む学校教育　学校、家庭、地域がそれぞれの役割の下で実践し、児童生徒が「生きる力」を育む環境整備に努める。

施策の柱①健やかな体の育成(体)②豊かな心の育成(徳)③確かな学力の育成(知)④特別支援教育の充実⑤幼児教育の充実

(2)安全・安心な学校環境　学校施設を安全に利用できるよう、危険箇所の解消や安心して授業に臨むための環境整備に努める。

施策の柱①学校、園施設設備の整備　②望ましい教育機会・環境の確保　③不登校対策の充実　④幼保、小中連携の充実

(3)家庭や地域の教育力向上　家庭における児童生徒との関わりの充実や地域との連携強化による学校教育の向上に努める。

施策の柱①家庭支援の充実　②地域と連携した学校運営

第２　社会教育・家庭教育支援

基本目標　生涯教育の推進による学習・スポーツ環境の整備、文化財や自然環境などの地域資源の理解を通して、人のつながりや地域の絆を深める。

目標指標	現状値	目標値
自主的な活動に取り組んでいる人の割合	70.3%	72.0%

基本施策

(1)学習機会の充実と地域支援・家庭教育支援の推進　自分たちの住む地域の特色や、社会変化による新たな課題を把握し、必要な学びの機会や各世代が有する知識を伝承する取組を行う。

施策の柱①自主的な学びを支える環境・施設整備　②地域と連携した家庭教育支援③社会全体で育む読書活動の推進

⑵芸術文化の振興と歴史遺産の継承　芸術文化活動の活性化と次世代への継承を支援し、文化遺産の保存や活用に取り組む。

施策の柱①芸術文化活動の活性化と担い手育成　②文化財の適切な保存と郷土学習の推進

⑶生涯スポーツの推進と指導者の育成　「いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツに親しめる」よう環境整備に取り組む。

施策の柱①安全・快適なスポーツ環境の適正管理　②全世代のスポーツ親和と健康づくりの推進　③競技スポーツの支援

○重点施策　「未来の創り手をまち全体で育む」

本計画では、重点施策として「学校教育」と「社会教育」の役割分担にとどまらず、家庭や学校、地域が一体となって育てる学社融合の視点を持ち、常に連携を図りながら、“未来の創り手”を育む。

①「生きる力」を育むため学校教育と社会教育が連携した授業や事業の推進。②学びの基礎となる生活習慣について、家庭での実践を基本としつつ、地域や学校を含めた社会全体で子どもたちを見守り、育む環境づくりを進める。③青少年の活動機会の減少に対して各種団体、学校等が連携して機会の確保に努める。

④青少年層が次世代のリーダーとして活躍できるよう、体験や学びによる交流を通して、社会性や主体性を育む。

⑤福祉分野との連携を図り、支援が必要な児童生徒に対する学習保障、家庭や地域との関わりなど必要な学びの場の提供に努める。

４　策定スケジュール

令和８年	８月２８日	生涯教育審議会（諮問）
	９月１６日	議員全員協議会
	１０月　１日	総合教育会議
	１０月中旬～	パブリックコメント、各種団体との意見交換
	１２月	生涯教育審議会（答申）
	３月	計画策定

金ケ崎町教育振興基本計画（令和８年度～令和12年度）【素案】　体系図

≪基本理念≫　未来へつながる豊かな心を育む（仮）

≪施策≫

学校教育

【基本目標】
学校環境の整備、適応支援、特別支援を進め、子どもたちが意欲をもって学べる教育環境の整備に取り組みます

指標「意欲をもって自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合」

≪柱≫

「生きる力」を育む学校教育	安全・安心な学校環境	家庭や地域の教育力向上
≪施策の柱≫ ①健やかな体の育成（体） ②豊かな心の育成（徳） ③確かな学力の育成（知） ④特別支援教育の充実 ⑤幼児教育の充実	≪施策の柱≫ ①学校、園施設設備の整備 ②望ましい教育機会・環境の確保 ③不登校対策の充実 ④幼保、小中連携の充実	≪施策の柱≫ ①家庭支援の充実 ②地域と連携した学校運営

社会教育・家庭教育支援

【基本目標】
生涯教育の推進による学習・スポーツ環境の整備、文化財などの地域資源の理解を通して、人のつながりや地域の絆を深めます

指標「自主的な活動に取り組んでいる人の割合」

学習機会の充実と地域支援・家庭教育支援の推進	芸術文化の振興と地域資源の継承	生涯スポーツ推進と指導者の育成
≪施策の柱≫ ①自主的な学びを支える環境・施設設備 ②地域と連携した家庭教育支援 ③社会全体で育む読書活動の推進	≪施策の柱≫ ①芸術文化活動の活性化と担い手育成 ②文化財の適切な保存と郷土学習の推進	≪施策の柱≫ ①安全・快適なスポーツ環境の適正管理 ②全世代のスポーツ親和と健康づくりの推進 ③競技スポーツの支援

【重点施策】「未来の創り手をまち全体で育む」

金ケ崎町
教育振興基本計画

（令和８年度～令和 12 年度）

【素案】

令和　　年　　月

金ケ崎町

金ケ崎町教育委員会

金ケ崎町民憲章

昭和 45 年 10 月 21 日

広大な緑の大地を共通のふるさととし、先人努力のあとをひきつぐわたしたちは、人間尊重を中核とする郷土愛と開発精神をもって、相互の敬愛と信頼により、力をあわせて、金ケ崎町永遠の発展をきずくために、この憲章を定めます。

教育と文化を高め　明るいまちをつくりましょう

〇教育を高め　すべての世代に夢と希望をそだてる
〇一生を通じて　豊かな教養と趣味を養う
〇広い視野に立ち　正しい判断で行動する
〇文化財を大切にし　進んで清新な文化をつくる
〇道義を守り　よい風習を育て　美しい風土をつくる

健康で働き　豊かなまちをきずきましょう

〇身心ともに明るく　健康で安全な生活をする
〇衛生的で　美しくうるおいのある環境をつくる
〇勤労に喜びと誇りをもち　生産をたかめる
〇進んだ技術を身につけ　産業の近代化をはかる
〇創意と工夫により　ゆとりのある生活をする

あたたかい心をむすびあい　住みよいまちをつくりましょう

〇明るく楽しい健全な家庭をつくる
〇礼儀を正しく　親切と寛容とでとけあってくらす
〇責任を重んじ　時間と約束を守り　きまりある生活をする
〇子ども・老人・不幸な人をいたわり　すべての人のしあわせを守る
〇公衆道徳と公共物をたいせつにし　進んで社会に奉仕する

○生涯教育の町宣言

昭和 54 年 6 月 25 日

わたしたちは、「人間らしい生活のあり方」を文化ととらえ、その実現を生涯教育に求め、

いまよりも

○　よい人間になりたい

○　豊かな生活をしたい

○　住みよい町にしたい

このような願いをかなえるために、

「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、

○　ひとり　いち学習

○　ひとり　いち活動

○　ひとり　いちスポーツ

○　ひとり　いち工夫

○　ひとり　いち奉仕

に努めましょう。

ここに全町民とともに金ケ崎町を「生涯教育の町」とすることを宣言する。

目　　次

第１章　総論

第２章　教育を取り巻く社会の変化

第３章　前計画の主な取り組み状況と課題

第４章　基本理念と施策

第５章　施策の展開

第６章　重点施策

第１章　総論

１　趣旨

金ケ崎町教育委員会では、令和３年３月に策定した「金ケ崎町教育振興基本計画」のもと、教育施策を推進してきました。

一方で、教育を取り巻く状況は大きく変化し、学校教育においては令和１０年度（２０２８年度）に予定されている学習指導要領の改訂や２０４０年以降の社会を見据えた教育施策の在り方が、国の第４期教育振興基本計画において示されているところです。

また、社会環境が大きく変化する中で、将来を担う子ども達が心身ともに健やかに成長するためには、社会全体が子どもの成長を支え育むとともに、子ども自身が、急激に変化する社会の中で成長していくための「生きる力」を身に付けるとともに、互いに支え合う力を身に付けることが求められています。

社会教育においては、本町が昭和５４年（１９７９年）に「生涯教育の町」を宣言して４７年が経過する中、生涯教育に求められる役割や意識が大きく変わっており、令和６年１１月には金ケ崎町生涯教育審議会から「今後の金ケ崎町における生涯教育のあり方について」が答申され、現在の生涯教育の課題や今後求められる役割が示されたところです。

このような状況を踏まえ、金ケ崎町教育委員会では、令和８年度（２０２６年度）を初年度とする新たな「金ケ崎町教育振興基本計画」を策定し、本町の教育行政の推進に取り組むものです。

２　期間

この計画は、令和８年度（２０２６年度）から令和１２年度（２０３０年度）までの５年間とします。

３　計画の位置づけ

（１）この計画は、教育基本法第１７条第２項に規定する金ケ崎町の計画として策定するものです。

（２）この計画は、第１２次金ケ崎町総合計画の部門別計画としての位置づけを持ち、整合性を確保しながら推進するものです。

４　教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が定める教育等に関する大綱については、文部科学省通知において、教育振興基本計画をもって代えると判断した場合は別途策定の必要はないとされています。

本町においては、生涯教育審議会が教育振興基本計画の策定に係る町長と教育委員会による諮問機関である事を踏まえ、本計画をもって本町の教育等に関する大綱とします。

第２章　教育を取り巻く社会の変化

１　教育を取り巻く社会の変化

（１）人口減少、少子高齢化の進行

人口減少や少子高齢化が進むとともに、核家族や一人暮らしの増加による世帯の少人数化が進み、令和３年３月３１日現在で１５，２６８人（６，１９３世帯）だった本町の人口は、令和８年３月３１日現在では１４，９９９人（６，７１５世帯）になっています。

また、１４歳以下の人口も令和３年３月３１日現在で１，７９２人だったものが、令和８年３月３１日現在では１，６０３人に減少しています。

本町においては人口が増加している行政区もある一方で、大幅に人口が減少している行政区もあり、自治会活動や地域の産業、文化活動等の担い手不足や新たに発生している課題の解決策について、検討するための話し合いや学びの機会を確保する必要があります。

（２）超スマート社会（Society5.0）への対応

国では、今後目指すべき未来社会像として「第６期科学技術・イノベーション基本計画」において、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての超スマート社会（Society5.0）が示されました。

学校教育においては、GIGAスクール構想※によって、児童生徒への一人一台端末の配置や、通信回線の整備が飛躍的に進展し、日常の授業や活動等で活用できる体制が整いましたが、今後は生成AI※の活用に向けたルール作り等の新しい時代の関わり方について理解を深める必要があります。

また、これまでの経験や成功の延長線ではなく、新たな価値を生み出していく創造社会に対して、地域や社会における関わり方を見直していく必要があります。

※ＧＩＧＡスクール構想＝児童生徒一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、公正に個別最適化された学びを実現する文部科学省の取り組み

※生成ＡＩ＝文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称

（３）社会の多様化と社会的包摂の推進

社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境な

どにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受することができる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

特に近年増加する外国人についても、言語や文化の違いから発生するお互いの不安の解消や課題の防止などの観点から、お互いの事を理解する多文化共生の視点で、地域や事業者等が連携した取組が求められます。

また、高齢者のみ世帯や独居世帯だけでなく、８０５０問題※や成人のひきこもりなどの社会課題についても、地域や社会とのつながりを途切れないようにしていく取組を進める必要があります。

※８０５０問題＝高齢の親と働いていない５０代の子とが同居している世帯の問題

（４）将来の予測が困難な時代

資本や労働力の国境を越えた移動が活発になり、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大するなど、世界における経済的な結びつきが深まるグローバル化が進む一方で、国際情勢の不安定化や気候変動などの地球環境問題が生じており、将来の予測が困難な時代になっています。

様々な出来事に対して、自ら道を切り拓いていくための「生きる力※」を家庭や学校、社会における多様な体験の機会を通じて育む必要があります。

また、資源が乏しい日本にあっては、グローバル化は避けて通れない国の政策になりますが、日本や岩手県、金ケ崎町の歴史や文化、産業など、自分たちの住む地域の事に関する理解を深めることで、世界で起きている現象の捉え方を向上させ、戦略的にグローバル化に対応できるような能力の向上に努める必要があります。

※生きる力＝変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てること

第３章　前計画の主な取組状況と課題

１　前計画の主な取組状況

（１）学校・家庭・地域　連携による教育の推進

学校教育と社会教育、学校と家庭・地域、子どもと地域住民が協働で取り組み、教育の立場から「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進しました。

ア．主な施策

・コミュニティ・スクール事業（学校運営協議会制度）の充実
・家庭教育支援事業の推進（家庭教育支援チーム事業等）
・未来を担う子どもを育む家庭教育の推進
・地域社会の学習
・地域活動への参加

イ．目標指標

目標指標	現状値	目標値	実績値
コミュニティ・スクールによる活動（会議含む）※１学校当たり	年２回	年３回以上	年３回
家庭教育支援に係る会議の回数	―	年２回	年２回
記念館等の見学学習（小中学校）	２校	６校	６校
小中学生対象の地域での体験学習の開催（各学区）	１回	２回	２回

ウ．成果と課題

各小中学校においてコミュニティ・スクールの年３回実施や記念館等の見学学習等について目標を達成する等、計画に掲げた指標が最終年度までに達成されました。

一方で、前計画中に発生した新型コロナウィルス感染症の感染拡大等を受け、様々な行事の中止や施設の利用制限などもあり、十分な機会の提供が困難であった年度もありました。

また、コミュニティ・スクールなどを通じた地域との連携について会議の場が設置されたものの、子ども達の学びに繋がる活動については、地域人材の掘り起こしの不足や学校の課題の共有など、十分な活用に至っていません。

（２）未来を担う次世代を育む学校教育の推進

未来を担う子どもたちが社会情勢の変革や新しい生活様式に順応しながら「生きる力」を育むよう、幼稚園や学校における教育の内容や環境の充実を、家庭や地域とともに推進しました。

ア．主な施策

・教育内容の充実（幼稚園）
・学校経営の充実（小中学校）
・教育内容の充実（小中学校）
・英語活動の充実
・英語教育の充実
・支援体制の充実（特別支援教育）
・学習環境の整備（特別支援教育）

イ．目標指標

目標指標	現状値	目標値	実績値
幼保連携事業(合同研修等)の実施	１回	２回	２回
学習定着度調査県平均点数差	-2.5 点	県平均以上	〈小５〉 国語　+4.2 算数　+8.1 〈中２〉 英語　-1.5 数学　+0.3
体力運動能力テスト全国平均指数（全国平均指数 100）比較	指数 100	全国平均以上	シャトルラン 〈小５〉 男子　+2.39 女子　+2.96 〈中２〉 男子　+2.07 女子　+1.50
学校以外の学習時間割合　県平均比較	-6%	県平均以上	〈小５〉 ±0 〈中２〉 +6
英検 IBA(中2受験)県平均点数差	+1 点	県平均点以上	+47.0
中学校卒業英検３級相当者割合 県平均比較	県平均同等	県平均以上	+24.6

ウ．成果と課題

様々な取組の成果により最終年度までに多くの目標指標が達成され、特に英語教育については英検等の分野において県平均を大きく上回った他、国が進めるGIGAスクール構想に伴う一人一台端末や教師用パソコンの更新なども着実に進め、教育環境の整備にも努めました。

一方で、学校における通信環境が推奨される通信速度になっていないため、整備した端末等の機能を十分に発揮できる環境にないなど、さらなる環境整備や基礎学力の向上に向けた取組が課題となっています。

教育支援センターを設置するなど、不登校の相談や学習保証の体制整備を進めましたが、別室登校を含む不登校児の早期発見や増加傾向にある特別支援学級に在籍する児童生徒や保護者への適切な支援について、さらなる支援体制の強化が課題となっています。

併せて、外国人の増加による日本語の話せない児童生徒への対応など、誰一人取り残さない社会の実現に向け、支援体制の構築が課題となっています。

デジタル社会（Society4.0）において、インターネットの普及やデジタル化が進みましたが、情報リテラシーや、ゲーム依存などの現代的課題への対応、デジタルを活用していくための一人ひとりの倫理観、道徳などの基礎を育むことが求められます。

（３）生涯を通じて学び、学びを活かす人づくりの推進

町民の学習ニーズに応じ「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学ぶことができる生涯学習環境の整備や、気軽にスポーツや文化芸術、読書に親しめる機会の創出を推進しました。

ア．主な施策

・生涯教育推進体制の充実
・生涯学習環境の整備充実
・各世代の学習ニーズに応じた生涯教育の推進
・未来を生き抜く力を育てる社会教育の推進
・地域社会の担い手の育成
・芸術文化環境の充実
・社会情勢に応じた学習機会の提供
・読書活動の推進
・エミリィ・ディキンスン資料の活用推進
・生涯スポーツの推進
・競技スポーツの振興

・スポーツ環境の充実

イ．目標指標

目標指標	現状値	目標値	実績値
生涯教育センターの利用者	122,127 人	現状維持	99,219 人
講座等の開催数 （中央及び地区生涯教育センター）	180 回	現状維持	192 回
町民１人当たり貸出冊数	6.4 冊	6.5 冊	5.6 冊
エミリィ･ディキンスン企画展来館者数	7,250 人	8,000 人	6,726 人
町内体育施設の年間利用者数 （文化体育館、町民運動場、各地区生涯教育センター、森山総合公園）	196,531 人	200,000 人	153,732 人
成人の週1回以上のスポーツ実施率	65.7%	67.0%	76.3%

ウ．成果と課題

中央及び地区の生涯教育センターで開催した講座等の開催数と、成人の週１回以上のスポーツ実施率については、計画に掲げた指標が最終年度までに達成されました。特にスポーツ実施率については、令和３年度に開始した健幸ポイント事業により、町民に運動する習慣が身についたことが要因であると考えられます。

一方、生涯教育センター及び図書館等の施設利用者数については、目標値に達しませんでした。コロナ禍の影響による利用者の減少に加え、その後の生活様式の変化に伴い学びのスタイルが多様化したことが主な要因と考えられます。今後は、学習環境の変化や住民ニーズに対応した取組が必要です。

また、町民一人当たりの図書の貸出し冊数についても目標値に達しませんでした。コロナ禍以降の生活様式の変化や、スマートフォン・インターネット等の利用拡大による読書環境の大きな変化が主な要因と考えられます。今後も、こうした時代の変化に対応した魅力ある読書環境の整備と図書館利用促進に向けた継続的な取組が必要です。

（４）歴史を伝え活かす人づくりの推進

町内に存在する文化遺産の重要性の周知を行い町民の理解を深めるとともに、文化財の継承と活用を図りました。

ア．主な施策

・文化財保護法の順守・啓発活動
・国指定史跡の保存・管理・活用
・国選定重要伝統的建造物群保存地区の保存・整備
・金ケ崎要害歴史館の活用推進・先人顕彰の推進

イ．目標指標

目標指標	現状値	目標値	実績値
指定・登録文化財数 （無形民俗文化財を含む）	53 件	維持	53 件
文化財施設（※）への来館者数	15,736 人	16,500 人	10,916 人
企画展、学習会等の開催	7 回	10 回	10 回

※白糸まちなみ交流館、片平丁・旧大沼家侍住宅、旧坂本家侍住宅、土合丁・旧大沼家侍住宅、金ケ崎要害歴史館、千田正記念館、軍馬の郷六原資料館

ウ．成果と課題

「指定・登録文化財数（無形民俗文化財を含む）」については、指標は達成しているものの、無形民俗文化財においては活動休止団体が存在することから、今後の対応策や保存継承方法の検討が課題となっています。

「企画展、学習会の開催」については、コロナ禍の影響により一時的に開催を控えた時期があったものの、その後は実施方法等の工夫を重ねて取り組んだ結果、指標を達成することができました。

一方、文化財施設の来館者数に関しては、施設の性格上、リピーターの獲得が難しいことに加え、立地上の制約から駐車スペースの確保が限られ、一度に多くの集客を行うことが困難な状況にあります。そのため、年間を通じて継続的な来館を促す効果的な方策を見出すことが課題となっています。

第４章　基本理念と施策

１　基本理念

未来へつながる豊かな心を育む

本町は、まちづくりの基本理念である「金ケ崎町民憲章」を昭和４５年（１９７０年）に制定し、その実現を町民一人ひとりが将来にわたって学習する生涯教育に求め「生涯教育の町」を昭和５４年（１９７９年）に宣言しました。

家庭教育から学校教育、社会教育といった本町における様々な教育の主体が、町民一人ひとりの学習を支え育むという考え方のもと、変化の激しい社会の中で、子どもから高齢者まで全ての町民が可能性を開き、生きがいやつながりを感じることができる、豊かな心を育みます。

「未来へつながる」

・変化の激しい社会を生き抜くため、家庭や地域、学校での様々な体験から学ぶ
・新しい時代に対し、これまでの延長線上にない創造力を育む
・先人が作り上げた資源や文化の伝承や新たな価値を加えた継承につなげる

「豊かな心を」

・多様な価値観を認めあう社会の実現に向けた文化や価値観の違いを学ぶ
・地域の歴史文化を学び、お互い様の関係性を培う様々な体験機会を創出する
・家庭や学校、地域における多様な経験による倫理観や道徳などの基礎を構築する
・身体的・精神的・社会的に良好な状態を保つための生きがいづくり

「育てる」

・一人ひとりが学ぶ側であり、教える側であるという学びの循環につなげる
・家庭や学校、社会が単なる役割分担でなく連携して支えていく関係性を作る

２　施策の基本的方向

本計画では、「未来へつながる豊かな心を育む」の基本理念の実現に向け、「学校教育」と「社会教育・家庭教育支援」の２つの視点から教育施策の基本的方向を定めます。

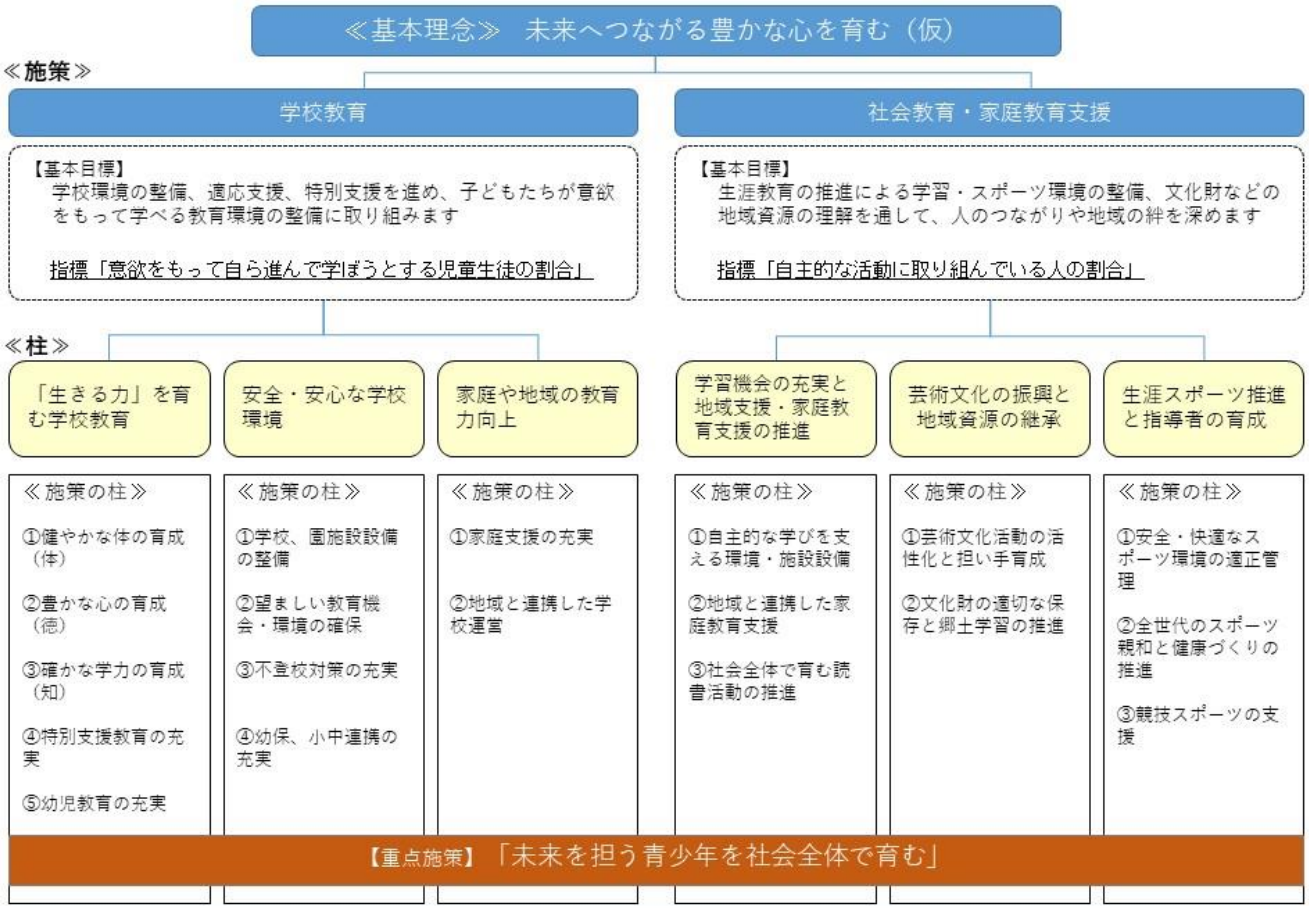

第５章　施策の展開

第１　学校教育

１　現状と課題

・町全体の園児や児童生徒数が減少傾向にあり、小規模や恒常的な複式学級となっている園や学校が増加しており、集団の中で多様な価値観を認め合う環境や、切磋琢磨する環境が不足しています。

・学校施設については、老朽化が進行しており校舎や附属設備の適切な管理が必要であるとともに、GIGAスクール構想など、現代の教育環境に即した整備が急務となっています。

・特別支援教室の児童生徒数の増加、外国人など日本語支援が必要な児童生徒が増加している他、不登校や特性のある児童生徒のための多様な学びの場の確保が求められています。

２　基本目標

学校環境の整備、適応支援、特別支援を進め、子ども達が意欲をもって学べる教育環境の整備に取り組みます。

目標指標	現状値	目標値
意欲をもって自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	〈小５〉 79.0% 〈中２〉 84.0%	〈小５〉 84.0% 〈中２〉 89.0%

３　基本施策

（１）「生きる力」を育む学校教育

ア．施策目標

早寝早起きや食生活、家庭学習などの生活リズムが整い、安心できる人間関係が築ける「体」を作り、お手伝いや地域との関わり、学校活動でのお互いの助け合いや違いを認め合う「徳」の基盤を整え、基礎学力や創造性など「知」の習得につなげる「体・徳・知」を意識し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割の下で実践し、児童生徒が「生きる力」を育む環境整備に努めます。

イ．施策の柱

①健やかな体の育成（体）

≪現状と課題≫

・生活リズムの乱れや、ネット依存などの社会課題などの影響から、学校での集中力の低下や家庭学習の習慣化が困難な児童生徒が増加しています。

・運動習慣のある児童生徒と、運動習慣のない児童生徒が二極化しており、肥満傾向の児童生徒が増加している他、体力低下による不登校や授業への集中力の低下につながっています。

≪目指すべき姿≫

家庭と協力の下、睡眠や食事などの生活リズム、家庭学習の習慣化などの基礎を整える事で、安心して学校に通いたいと思える心身の環境につなげるとともに、安心して過ごせる学校や教室の環境整備に努めます。

≪主な事務事業≫

・学力向上対策事業
・児童生徒各種検診事業
・学校給食事業
・部活動の地域展開の推進

②豊かな心の育成（徳）

≪現状と課題≫

・インターネット利用の低年齢化や学校での活用などに伴い、真偽不明な情報への対応や、ＳＮＳなどによるトラブルが増加する中、正しくインターネットと付き合うための学習機会が求められています。

・友人関係のトラブルを要因としたいじめや不登校を減少させるとともに、多様な価値観を尊重する人間性や相手を思いやる気持ち等を学校活動を通じて育てる必要があります。

・社会の変化が激しい時代において、教員自身が経験していない社会課題や人間関係などを児童生徒に教えるための教員の資質向上が求められます。

≪目指すべき姿≫

児童生徒が互いに助け合う関係や自分の考えを伝える経験、違いを認め合う環境を作れるよう、各種調査の実施による児童生徒の状況把握や調査結果等に基づく教員の授業力向上に努めます。

≪主な事務事業≫
・情報リテラシー教育事業
・各種研修・研究事業
・ふるさと教育（社会科副読本事業）
・学校風土調査事業

③確かな学力の育成（知）

≪現状と課題≫
令和10年度（2028年度）に予定されている新たな学習指導要領に対応するため、教員の研修機会の確保や授業改善などが求められます。
また、教員の長時間労働が問題視されていることから、働き方改革を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間の確保や授業力の向上につながる授業準備の時間や研修等に参加する時間の確保が必要です。

≪目指すべき姿≫
個別最適な学びと協働的な学びの両輪を推進し、児童生徒の可能性を広げるとともに、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

≪主な事務事業≫
・学力向上対策事業
・教師用教科書・指導書・教材購入事業
・働き方改革プラン推進事業
・英語教育事業
・全国大会派遣事業

④特別支援教育の充実

≪現状と課題≫
特別支援学級の児童生徒数が増加しており、就学前から特性を把握し家庭での療育や小学校入学時における適切な教育を受けるための相談体制と、学校における受け入れ態勢の整備が必要です。

≪目指すべき姿≫
一人ひとりの特性や成長に応じたきめ細やかな教育環境の整備に努めると共に、義務教育終了後の社会とのつながりや関りを意識した、地域で生きるために必要な力や、他の児童生徒も含め支えていくための意識の醸成に努めます。

≪主な事務事業≫

・特別支援教育事業
・適応支援相談事業

⑤幼児教育の充実

≪現状と課題≫

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であり、設置主体（公立・私立）の違いに関わらず、幼稚園や保育園等に通うすべての子どもが質の高い幼児教育を受けられる環境を整えることが必要です。

≪目指すべき姿≫

子どもの育ちに必要な集団における遊びや多様な経験を支援できる体制を整えるため、幼稚園や保育園等の連携を支援します。

≪主な事務事業≫

・幼稚園・認定こども園運営事業
・幼保連携事業

目標指標	現状値	目標値
学習定着度調査県平均点数差	〈小５〉 国語　+4.2 算数　+8.1 〈中２〉 英語　-1.5 数学　+0.3	県平均以上
体力運動能力テスト全国平均指数 （全国平均指数 100）比較	シャトルラン 〈小５〉 男子　+2.39 女子　+2.96 〈中２〉 男子　+2.07 女子　+1.50	県平均以上

（２）安全・安心な学校環境

ア．施策目標

学校施設を安全に利用できるよう、危険箇所の解消や安心して授業に臨むための環境整備に努めます。

イ．施策の柱

①学校、園施設設備の整備

≪現状と課題≫

校舎や設備の老朽化が進み、緊急修繕が増加する中、計画的な修繕、予防保全の実施による安全な教育環境の確保が必要です。

GIGAスクール構想が推進され、一人一台端末が整備されましたが、今後は整備したデジタル教材の更なる活用などが必要となります。

≪目指すべき姿≫

危険箇所の解消と予防保全により安全な学校施設の整備に努めるとともに、通信環境の改善やデジタル教材の効果的な活用を進めるほか、学校ＤＸ※についても検討し、快適で充実した授業環境の確保に努めます。

※学校ＤＸ＝デジタル技術やデータを活用して教育現場を改革し、児童生徒の個別最適な学びと教員の業務効率化を目指す取り組み

≪主な事務事業≫

・施設管理事業
・GIGAスクール推進事業

②望ましい教育機会・環境の確保

≪現状と課題≫

クラスの児童数の減少や恒常的な複式学級となっている小学校も多くなり、同級生同士が切磋琢磨する環境の減少や、学校行事の授業効果の低減により児童生徒の学びに影響しないような対応が求められます。

≪目指すべき姿≫

児童生徒数の違いによる学校間の教育格差の解消や、今後の児童生徒数の減少を見据えた学校規模の最適化の検討を進めます。

また、支援が必要な児童生徒も安心して学校に通えるよう、支援体制の整備に努めます。

≪主な事務事業≫

・スクールバス等運行事業
・医療的ケア児事業
・望ましい学校の在り方検討

③不登校対策の充実

≪現状と課題≫

不登校や別室登校の児童生徒が増加する中、学校復帰の計画的な支援や学校以外の多様な学びの場の確保が求められます。

また、令和５年に文部科学省が策定したＣＯＣＯＬＯプラン※をもとに、教育支援センター等を通じた関係機関のつながりの強化が求められています。

※ＣＯＣＯＬＯプラン＝誰一人取り残されない学びの保障を目指した総合的な不登校対策

≪目指すべき姿≫

不登校の未然防止・早期発見のための教員の研修機会や復帰に向けた支援体制の充実に努めます。

≪主な事務事業≫

・教育支援センター事業
・適応支援相談事業

④幼保、小中連携の充実

≪現状と課題≫

・幼稚園・保育園から小学校入学時の教育の違いを原因とした小１プロブレムを解消するための連携体制が必要です。

・中学校進学時に新しい環境に馴染めず不登校や問題行動等につながる中１の壁の解消に向けた、学校間の連携や生徒の支援が必要です。

≪目指すべき姿≫

幼保から小学校、小学校から中学校の円滑な移行のための学校・園間の連携に努めます。

≪主な事務事業≫

・架け橋期プログラム事業
・小中学校連携事業

目標指標	現状値	目標値
国が定める推奨帯域を満たしている学校の割合	0.0%	50.0%

（３）家庭や地域の教育力向上

ア．施策目標

家庭における児童生徒との関わりの充実や地域との連携強化による学校教育の向上に努めます。

イ．施策の柱

①家庭支援の充実

≪現状と課題≫

・学校での学習、人間関係や家庭での生活習慣などに関する悩み事に対して、保護者の相談に適切に対応できる体制が必要です。

≪目指すべき姿≫

学校教育を効果的に進めるための基礎となる家庭~~学習~~での生活に対する相談や支援を進めるとともに、児童生徒が家庭環境に左右されずに教育が受けられるよう家庭を支える相談体制を整備します。

≪主な事務事業≫

・教育相談事業
・まなびフェスト事業

②地域と連携した学校運営

≪現状と課題≫

・社会の変化が激しい中、学校では地域や企業などとの協力により、体験に基づく授業を行うため、学校と地域をつなぐ役割が必要です。

・児童生徒数が減少する中、子ども達の貴重な体験機会を確保するため、部活動の地域展開など、子ども達の活動機会が確保できる持続可能な仕組みの構築が必要です。

≪目指すべき姿≫

地域や事業者、家庭との連携や学校経営への理解を広げ、子ども達のより良い教育環境の確保に努めます。

≪主な事務事業≫

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
・学校安全体制整備事業推進事業

目標指標	現状値	目標値
学校以外の学習時間割合（県平均比較）	〈小５〉 ±0 〈中２〉 ＋6	県平均以上

第２　社会教育・家庭教育支援

１　現状と課題

・社会教育においては、地区ごとに「生涯教育センター」を整備し、住民が身近な地域で学び、活動できる環境を構築してきました。かつては公民館などの社会教育施設が主な学びの場でしたが、学習環境の多様化が進む現在では、住民の学習ニーズを的確に把握することが難しくなっています。

・少子化の進行により、地域内で同世代の子どもが少なくなり、大勢で遊ぶ機会が減少しています。また、子どもと地域の大人との交流も、保護者や学校の教員などの限られた範囲に留まっていることから、従来の地域活動の維持や地域コミュニティの希薄化が懸念されます。さらに、これまで地域を支えてきた自治会においては、担い手の高齢化が進む一方で新規加入や活動への参加者が十分ではなく、持続可能な自治会活動の維持が危ぶまれています。

・家庭教育支援においては、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域の連帯感の希薄化により、家庭が孤立しやすく、親が一人で悩みを抱え込んでしまう傾向にあります。従来の方法で講座を開催しても、本当に支援や学習機会を必要としている保護者ほど参加しないことから、支援が届きにくい家庭に対して、効果的にアプローチするか仕組みづくりが課題となっています。

２　基本目標

生涯教育の推進による学習・スポーツ環境の整備、文化財などの地域資源の理解を通して、人のつながりや地域の絆を深めます。

目標指標	現状値	目標値
自主的な活動に取り組んでいる人の割合	70.3%	72.0%

３　基本施策

（１）学習機会の充実と地域支援・家庭教育支援の推進

ア．施策目標

自分たちの住む地域の特色や、社会変化による新たな課題を把握し、必要な学びの機会や各世代が有する知識を伝承する取組を行います。

イ．施策の柱

①自主的な学びを支える環境・施設整備

≪現状と課題≫

・町内６つの生活圏ごとに地区生涯教育センターを整備し、住民が身近に学べる基盤を構築したものの、現在は施設の老朽化に伴う維持管理と財政負担が課題となっています。また、多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、日頃から多様な価値観を学び、自己実現や地域課題の解決につなげるための効果的な情報発信や各種講座を提供する必要があります。

・町外からの移住者が増加傾向にあることから、住民が身近に学ぶ場所や地域コミュニティの拠点となる中央及び各地区生涯教育センターの役割や活用方法が十分に認知されていない場合があります。そのため、施設の存在や利用できる内容を住民に十分に認知してもらう機会を提供していく必要があります。

≪目指すべき姿≫

「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学べる学習環境を堅持するとともに、町民ニーズや利用実態に即した計画的な修繕を推進し、安全で適正な施設環境を維持します。

また、町民ニーズに対応した、自己実現や地域課題の解決につなげるための効果的な情報発信や各種講座の提供に取り組みます。

≪主な事務事業≫

・各種講座・事業の開催、情報発信
・施設管理事業
・施設（生涯教育センター）の適正な環境整備
・利用者のニーズ把握、対応（コーディネート機能を含む）
・地域づくり支援
・青少年育成事業
・「生涯教育の町」宣言５０周年事業（令和１１年度）

②地域と連携した家庭教育支援

≪現状と課題≫

・核家族化や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化に伴い、異年齢や世代間の交流機会が減少し、家庭の孤立や子育ての悩みを抱え込む保護者が増加傾向にあります。かつて地域全体で子どもを育んでいた「地域の教育力」の低下が懸念される中、保護者の不安解消に向けた保護者同士の交流や子育てに関する学習の充実と、地域全体で子どもの成長を支え合う必要性が高くなっています。

・学校部活動の縮小・地域展開に伴い、子どもたちが放課後に活動を行える居場所の確保や地域側の受け皿の構築が課題として浮上しています。

≪目指すべき姿≫

放課後の子どもの居場所となる放課後子ども教室や、地域学校協働活動による多様な体験活動の充実を通じて、子どもたちの未来を生き抜く豊かな心と健やかな体を地域で育むため、幼稚園・保育所等及び小学校、社会教育団体や地域との連携を図りながら、子育てに関する情報交換の場や学習機会の提供など家庭を支える体制の構築を目指します。

≪主な事務事業≫

・地域学校協働活動
・社会教育団体への支援
・家庭教育支援
・部活動の地域展開への対応

③社会全体で育む読書活動の推進

≪現状と課題≫

スマートフォンやSNS、動画コンテンツの普及に伴い、青少年世代を中心に紙媒体の本を読まない傾向にあります。特に子どもから大人へと成長する過程での読書習慣の継続が重要な課題となっています。

そのため、単なる本の貸出にとどまらず、多様な知的好奇心を刺激する読書環境の整備やニーズに応じた効果的な資料の充実、探究的な学びの支援等を一体的に進めることが必要です。

≪目指すべき姿≫

ライフスタイルの変化に対応するため、特に青少年世代が施設に足を向けるきっかけとなるよう、興味関心を刺激するテーマ別の企画展示や、探究的な学び・課題解決をサポートするカウンター機能（レファレンス業務）の強化を図ります。日常のニーズにきめ細かく応える、親しみやすい読書環境づくりに取り組みます。

≪主な事務事業≫

・図書資料整備事業
・各種企画事業
・レファレンス業務の充実

目標指標	現状値	目標値
生涯にわたって学習やスポーツをする機会・環境が整っていると感じている人の割合	26.3%	30.0%
学習（講座や講習会への参加、図書館利用など）した人の割合	28.6%	35.0%

（２）芸術文化の振興と地域資源の継承

ア．施策目標

芸術文化活動の活性化と次世代への継承を支援するとともに、文化財の保存や活用に取り組みます。

イ．施策の柱

①芸術文化活動の活性化と担い手育成

≪現状と課題≫

少子高齢化や人口減少の影響により、芸術文化活動団体や民俗芸能団体の高齢化が進み、後継者の確保が極めて困難になっています。一部の団体では組織の維持や指導体制の継続そのものが危ぶまれており、地域に根ざした芸術文化活動をいかに継承していくかが課題です。

≪目指すべき姿≫

町民の自発的な芸術文化活動を促進するため、活動団体や次世代を担う人材の育成・支援に努め、地域の活力を高めるとともに、生涯を通じて心豊かに芸術文化や民俗芸能に親しめる環境を創出します。

≪主な事務事業≫

・活動団体等への支援
・各種講座の開催、情報発信
・青少年劇場事業

②文化財の適切な保存と郷土学習の推進

≪現状と課題≫

・急速な社会情勢の変化の中で、町が誇る貴重な文化財などの地域資源の価値を、いかに次世代に伝承していくかが課題となっています。

・郷土学習機会の確保、及び文化財を活かした学習の仕組みづくりが必要とされています。

≪目指すべき姿≫

町民の財産である文化財の確実な保存（発掘調査を含む）と適切な保護を行うとともに、先人顕彰や郷土学習を通じてその重要性を広く周知します。

また、地元の歴史に愛着と誇りを持ち、文化財を身近に感じてもらえるような取組を進めます。

≪主な事務事業≫

・指定文化財等の保存・活用
・各種講座の開催、情報発信
・ふるさと教育（先人顕彰及び郷土学習の推進）

目標指標	現状値	目標値
文化活動に取り組んでいる人の割合	5.2%	10.0%
芸術文化活動団体数（民俗芸能団体を除く）	21 団体	23 団体
活動している民俗芸能団体数	9 団体	9 団体

（３）生涯スポーツの推進と指導者の育成

ア．施策目標

「いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツに親しめる」よう環境整備に取り組みます。

イ．施策の柱

①安全・快適なスポーツ環境の適正管理

≪現状と課題≫

町内の主要スポーツ施設（文化体育館、森山総合公園、各地区の体育館）は、町民の健康づくりやスポーツ活動の拠点として重要な役割を果たしていますが、建設後３０年から５０年以上が経過し、老朽化が顕著になっています。

しかし、厳しい財政状況において、全ての施設を従前どおり維持することは次世代への大きな負担となることから、将来を見据えた施設の「ファシリティマネジメント※」の推進が必要となっています。

※ファシリティマネジメント＝施設を経営的・戦略的な視点から総合的に管理・活用し、コストと価値を最適化する手法

≪目指すべき姿≫

町民の多様なニーズと施設の利用実態を勘案し、将来の人口規模や社会情勢を見据えた最適な施設配置と空間活用により財政の効率化を図りつつ、計画的

な修繕により、誰もが安全かつ快適に利用できる施設環境を確保します。

≪主な事務事業≫

・施設管理事業
・スポーツ施設の適正な環境整備
・スポーツ施設を活用した事業実施
・スポーツ施設の開放

②全世代のスポーツ親和と健康づくりの推進

≪現状と課題≫

定期的にスポーツや運動をしている人の割合が少ないことから、親子での大会参加を促す取組や、健康福祉分野と緊密に連携した生活習慣病予防、健康寿命の延伸につながる横断的な施策を推進する必要があります。

≪目指すべき姿≫

年齢、性別、障がいの有無に関わらず、すべての町民が生涯を通じて楽しく日常的にスポーツに親しめる環境を構築します。金ケ崎マラソン大会や町スポーツ大会等の開催を通じて、町民一人ひとりの健康増進を支援するとともに、スポーツを介して世代間交流を行い、地域の絆を深めます。

≪主な事務事業≫

・健康増進事業との連携
・各種大会・講座等の開催、情報発信
・活動団体への支援
・ニュースポーツ及びパラスポーツの普及
・スポーツ推進委員の活動推進

③競技スポーツの支援

≪現状と課題≫

競技力の向上や大会運営を支える専門的な指導者・審判員の高齢化が進んでおり、ボランティアへの依存度も高いことから、持続可能なサポート体制の再構築が課題です。今後は、スポーツ協会及びスポーツ少年団等と連携しながら、若い世代への確実な技術等の継承（後継者育成）を推進するとともに、指導者や審判員がやりがいをもって活躍できる環境づくりを進める必要があります。

≪目指すべき姿≫

競技スポーツを牽引する選手の育成及び所属団体の活動と、専門的な知識を持つ指導者の人材確保・育成を支援します。

≪主な事務事業≫

・スポーツ協会及びスポーツ少年団への支援
・スポーツ指導者育成事業
・全国大会等出場補助事業
・競技者への支援

目標指標	現状値	目標値
町内体育施設の年間利用者数 （文化体育館、町民運動場、各地区体育館、森山総合公園）	153,732 人	155,000 人
成人の週1回以上のスポーツ実施率 （県民のスポーツ実施状況に関する調査）	76.3%	78.0%

第６章　重点施策

未来の創り手をまち全体で育む

生涯教育の町を宣言する本町は、これまで取り組んできた生涯にわたる学習あるいは学習の支え手となる風土をより深め、“未来の創り手”をまち全体で育むため、学校教育と社会教育の役割分担にとどまらず、家庭や学校、地域が一体となって育てる学社融合の視点のもと、常に連携を図りながら、次の視点により事業を進めます。

①変化の激しい社会の中で「生きる力」を育むため学校教育と社会教育が連携した授業や事業を推進します。

・学力向上対策事業（教委）
・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（教委）
・外国語（英語）教育事業（教委）　・学校図書事業（教委・図書館）
・地域学校協働活動（中央）　・ふるさと教育（教委・中央）

②早寝・早起き・朝ごはんや家庭学習などの学びの基礎となる生活習慣について、家庭での実践を基本としつつ、地域や学校を含めた社会全体で子どもたちを見守り、育む環境づくりを進めます。

・教育相談事業（教委）　・適応支援事業（教委）
・学校給食事業（教委）　・家庭教育支援（中央）
・地域学校協働活動（中央）

③芸術、スポーツ関係団体の減少、学校の働き方改革、児童生徒の減少などによる青少年の活動機会の減少に対して、各種団体、学校等が連携して機会の確保に努めます。

・大会派遣補助事業（教委・中央）　・青少年劇場事業（中央）
・青少年育成事業（中央）　・部活動の地域展開（教委・中央）

④青少年が地域における次世代のリーダーとして活躍できるよう、体験や学びによる交流を通して、社会性や主体性を育みます。

・青少年育成事業（中央）	・ふるさと教育（教委・中央）
・レファレンス業務（図書館）	・スポーツ指導者育成事業（中央）

⑤支援が必要な子どもの早期発見や家庭支援など福祉分野との連携を図り、支援が必要な児童生徒に対する学習保障、家庭や地域との関わりなど必要な学びの場の提供に努めます。

・教育支援センター事業（教委）	・施設開放（中央）
・適応支援相談事業（教委）	・家庭教育支援（中央）

資料２

金ケ崎町立幼稚園再編計画の推進について

教育委員会事務局

１　はじめに

金ケ崎町教育委員会では、幼稚園への入園児数が減少し保育園への入園児数が増加している状況をふまえ、幼稚園児数を適正規模に保ちながら小学校就学前に身につけるべき能力・資質を養うことができる環境を整備していくことや、家族構成の変化・保護者の就労環境の変化によって生じる教育・保育環境に対するニーズを分析し対応していくことを課題とし、平成３０年１０月に「金ケ崎町立幼稚園再編計画」（以下、「再編計画」という。）を策定しました。

２　目指す幼児教育

金ケ崎町における就学前教育で目指すもの

①幼稚園教育要領に示されている「資質・能力の３つの柱」（知識・技能の基礎、思考力・判断力等の基礎、学びに向かう力・人間性等）を、遊びを通して養い、身に付けることができる教育

②幼稚園教育要領に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿」を育てることができる教育

③生きる力を育み、健やかな成長を支援できる教育

３　再編計画における適正な人数規模等の基準

（１）適正な人数規模

平成２９年度・３０年度の有識者、保護者、町民、教育・保育関係者等を構成員とする会議、法的な基準等を踏まえ、町教育委員会として１学級あたり１５人から２５人程度と設定しました。

（２）異年齢学級の編制基準

３歳児と４歳児の合計が８人以下、または４歳児と５歳児の合計が１６人以下となった場合に異年齢学級を編制することとしています。

（３）統廃合の基準

出生数等の状況を踏まえて園児数の増加の見込みがない場合、または恒常的に異年齢学級が解消されない見込みの場合、保護者や地域との協議を経て統廃合を決定・実施することとしています。

（４）再編基準に基づく異年齢学級編制の状況

六原幼稚園は、令和４年度から５年継続して異年齢学級編制対象園児数となっていますが、個別の支援が必要な園児に配慮を行ってきたため、実際に異年齢学級を編制したのは令和８年度からとなっています。

令和６年度末で閉園した三ケ尻幼稚園は令和２年度から４年継続、令和３年度末に閉園した永岡幼稚園は平成２９年度から５年継続して異年齢学級を編制していました。

①六原幼稚園　　※太枠は異年齢学級編制の状況

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
３歳	10	9	10	10	4	8	5	5	4	6
４歳	10	10	11	9	10	4	**8**	**5**	**5**	**4**
５歳	11	9	11	11	9	10	**4**	**10**	**4**	**5**
合計	31	28	32	30	23	22	17	20	13	15

・六原幼稚園は、再編計画策定後５回目の異年齢編制対象園児数となっています。
・園児数に異動がない場合、令和９年度は５歳児４人＋４歳児６人＝合計１０人となり、４・５歳児で異年齢学級を編制することになります。

②三ケ尻幼稚園　　※太枠は異年齢学級編制の状況

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
３歳	5	11	4	5	7	4	2	2	—	—
４歳	11	5	12	4	**6**	**7**	**4**	**3**	—	—
５歳	3	12	6	12	**5**	**6**	**7**	**4**	—	—
合計	19	28	22	21	18	17	13	9	—	—

③永岡幼稚園

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
３歳	4	**2**	8	2	**1**	—	—	—	—	—
４歳	**8**	**4**	**3**	**9**	**2**	—	—	—	—	—
５歳	**7**	9	**4**	**3**	8	—	—	—	—	—
合計	19	15	15	14	11	—	—	—	—	—

４　再編計画に基づく検討

（１）令和８年度の町全体の子どもの数と北部地区、六原幼稚園の園児数の見通し

【令和８年４月１日現在】

学年	町全体	北部地区			
		総数	うち保育園	うち六原幼稚園	その他
０歳	６７	１０	２	—	８
１歳	６６	１３	１０	—	３
２歳	９５	１７	１３	—	４
３歳	１０２	１７	１３	３（６）	１
４歳	９４	１８	１４	４	０
５歳	９９	２３	１８	５	０

※①六原幼稚園の（　）は他地区からの入園者も含む全体数です。
※②その他には、在宅や他地区の幼稚園が含まれます。

（２）六原幼稚園における今後の異年齢学級編制の見通し

入園見込数

令和８年度	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	園児合計
六原幼稚園	―	3	4	6	4	5	１５

入園見込数　　卒園

令和９年度	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	小１	園児合計
六原幼稚園	―	3	4	6	4	5	１４

入園見込数　　卒園

令和 10 年度	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	小１	小２	園児合計
六原幼稚園	―	3	4	6	4	5	１３

【検討結果】六原幼稚園（第一小学校区）では、出生数が減少し、かつ、恒常的に異年齢学級が解消されない見込となっていることから、住民への説明が必要な時期に来ています。

５　再編計画の推進に係る案

（１）閉園時期等について

「就学前の教育・保育環境の確保」（幼稚園児数を適正規模に保つ必要性）と「在園児への配慮」（転園をする園児への影響）のバランスを考慮し、**現３歳児の卒園を待って閉園する。**

六原幼稚園を令和１０年度末に閉園する。

（２）園児募集について

園児募集は継続して行うが、令和１０年度末の閉園により卒園前に転園することを**保護者にご了承いただいた上で、入園を受け入れる。**

六原幼稚園は、令和９年度・１０年度の新入園児の募集を行う。

（３）閉園後について

- 認定こども園南方幼稚園との統合とします。
- 閉園により令和１１年度に転園する園児に配慮し園児服等購入補助を行います。
- 認定こども園南方幼稚園までの通園バスを運行します。（対象：２ｋｍ以上の１号（教育）認定児童）

参考資料

年 齢 別 人 口 統 計 （一部抜粋）

教育委員会事務局

令和8年3月31日現在　（単位：人）

年齢	男	女	計
0	35	32	67
1	29	37	66
2	32	63	95
3	54	48	102
4	42	52	94
5	52	47	99
6	58	49	107
7	60	53	113
8	64	52	116
9	56	68	124
10	61	67	128
11	71	55	126
12	60	44	104
13	56	67	123
14	81	58	139
15	69	57	126
	880	849	1,729

平成２６年度から外国人を含めた数値となっております。

住民課作成データを一部抜粋しています。

資料３

保育料無償化について

教育委員会事務局

１　目　　的　　子育て世帯の負担軽減のため

２　内　　容　　３歳未満の第１子の保育料を無償化にする

３　対 象 者　　町内在住で、０歳児から３歳未満児の第１子を認可保育所等に預けている保護者（約８０人）

４　対象施設　　認可保育所、認定こども園、小規模保育所、企業主導型保育施設

５　時　　期　　令和８年 10 月分から

６　経　　費　　月額約 2,500 千円×６月＝15,000 千円（令和８年度）
※無償化により新たに町が負担する経費

７　参　　考

	国の制度（幼児教育・保育の無償化）R1.10～	国の制度＋岩手県の事業　R5.4～	
５歳 ↕ ３歳以上	無償（保育料がかからない）	第１子 無償（保育料がかからない）	第２子以降 無償（保育料がかからない）
３歳未満 ↕ ０歳	有償（保育料がかかる） ※住民税非課税世帯は無償 ※保育所等を利用する最年長の子どもを第１子と数えて、第２子は半額、第３子以降は無償	**第１子** **有償（保育料がかかる）** → **R8.10～** **町独自で無償**	第２子以降 無償（保育料がかからない）

※ 令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化（国）により３歳以上の保育料は無償
※ 令和５年度からいわて子育て応援保育料無償化事業（県）により第２子以降の３歳未満の保育料は無償